

## 医療費控除の申告について【重要】

医療費控除の申告には、医療費控除の明細書を添付する必要があります。事前に作成した上で申告会場にお越しください。(領収書は自宅で5年間保存する必要があります)また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

令和2年分以降の申告は、医療費の領収書の添付または提示では医療費控除は受けられません。  
 ※ 「医療費控除の明細書」は国税庁の指定様式があります。役場税務課に用意がありますので必要な方はお越しください。医療費の領収書が多い場合は、国税庁ホームページの「医療費集計フォーム」を利用すると便利です。

## 来庁時の新型コロナウイルス感染症対策のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため次の事項にご協力ください。

- ▽ 発熱のある方、息苦しさ、倦怠感など風邪症状がある方は来場をご遠慮願います。
- ▽ なるべく1人での来場をお願いします。
- ▽ 申告会場入口で、検温・体調チェックを実施します。
- ▽ 手指の消毒やマスクの着用をお願いします。
- ▽ 筆記具の持参をお願いします。

**郵送での提出** 町民税・県民税申告は郵送での提出も受け付けます。申告書と必要書類を同封し、阿久比町役場税務課(〒470-2292阿久比町大字卯坂字殿越50番地)まで郵送してください。

## 住宅借入金等特別控除申告説明会

次の日程で住宅借入金等特別控除申告説明会を行います。

- **会場** 住吉福祉文化会館(住吉神社内)半田市宮路町53番地
- **日時** 2月10日(水)、12日(金)、15日(月)午前9時～午後5時
- ※ 本年の説明会は、会場の混雑を回避する体制で実施予定です。
- **問い合わせ先** 半田税務署 ☎(21)3141

- ① 住宅借入金等特別控除は、一定の要件に該当する方にのみ適用することができます。適用要件や必要な書類については、国税庁ホームページから「令和2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」に掲載している各種チェック表をご確認ください。
- ② 作成済みの申告書は、郵送または税務署1階の受付窓口へ提出してください。
- ③ 駐車場の混雑が予想されるので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ④ 住吉福祉文化会館への問い合わせは、ご遠慮ください。



▲国税庁ホームページ

## 税理士による無料税務相談

### ■開設期間・会場

会場	2月					
	18 木	19 金	22 月	24 水	25 木	26 金
げんきの郷 あすなる舎		○	○	○		
東海市立 商工センター	○	○	○	○	○	○

■ **開設時間** 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

※ 会場の混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

■ **問い合わせ先** 半田税務署 ☎(21)3141

### ■対象

- ① 令和元年分の所得金額が、300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)の方(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額)
- ② ①の方で消費税や地方消費税の課税事業者の場合は、平成30年分の課税売上高が3,000万円以下の方
- ③ 給与所得者や年金受給者の方(ただし、所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方は除く)

■ **注意事項** 次に該当する方は、住吉福祉文化会館をご利用ください。

- ▽ 譲渡所得、山林所得、贈与税の申告をする方
- ▽ 消費税の新規課税事業者のうち、申告書の作成に時間を要する方

